

目次

憲法

日本国憲法 抄……………1

労使関係

労働組合法……………3

労働委員会規則 抄……………20

労働関係調整法……………44

行政執行法人の労働関係に関する法律……………50

地方公営企業等の労働関係に関する法律……………56

労働者協同組合法 抄……………61

労働基準

労働基準法……………65

労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の 最低限度を定める政令	97
労働基準法施行規則	98
女性労働基準規則	137
労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定め る基準	140
有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準	142
労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日 の労働について留意すべき事項等に関する指針	143
労働基準法第三十八条の四第一項の規定により同項第一号の業務に従 事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針	146
労働基準法第四十一条の二第一項の規定により同項第一号の業務に従 事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針	159
労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき 厚生労働大臣の指定する業務	172
医療法 抄	173
医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百 四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令	183

労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件……………	186
医師の労働時間短縮等に関する指針……………	187
医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準……………	192
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 抄……………	193
公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令……………	196
労働契約法……………	197
労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令……………	201
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法 抄……………	203
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則……………	207
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第 一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準……………	209
特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める 省令……………	211
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 抄……………	213
大学の教員等の任期に関する法律 抄……………	215
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律……………	217

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則	221
労働審判法	224
労働審判規則	237
仲裁法 抄	242
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	243
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則	246
分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働 契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための 指針 抄	248
公益通報者保護法	262
最低賃金法 抄	269
賃金の支払の確保等に関する法律	276
賃金の支払の確保等に関する法律施行令	280
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	282
労働時間等設定改善指針 抄	288
家内労働法	299
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律	306
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律	314

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	316
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	322
短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針	325
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針	346
労働安全衛生法	349
労働安全衛生規則 抄	404
労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針	423
労働者災害補償保険法 抄	430
労働者災害補償保険法施行規則 抄	451
過労死等防止対策推進法	467
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	470
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則 抄	502

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針……………	525
次世代育成支援対策推進法 抄……………	543
次世代育成支援対策推進法施行規則 抄……………	548
行動計画策定指針 抄……………	558
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………	572
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令……………	582
事業主行動計画策定指針……………	594
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則……………	610
労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針……………	622
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針……………	641
事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関	

して雇用管理上講ずべき措置等についての指針……………	648
コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針……………	657
深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針……………	660

労働市場

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律……………	661
実等に関する法律……………	674
実等に関する法律施行規則 抄……………	681
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針……………	691
外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針……………	703
青少年の雇用の促進等に関する法律 抄……………	709
青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則……………	
青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するた	

めの指針……………	717
職業安定法 抄……………	730
職業安定法施行令 抄……………	754
職業安定法施行規則 抄……………	757
職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣 が定める場合……………	786
職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集 情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受け ようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針……………	787
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律 抄……………	799
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律施行令 抄……………	830
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律施行規則 抄……………	839
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律施行規則第一条の五第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定 める基準……………	860

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	861
派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	863
派遣先が講ずべき措置に関する指針	873
日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先 が講ずべき措置に関する指針	884
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 抄	890
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 抄	903
高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	917
高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針	919
障害者の雇用の促進等に関する法律 抄	924
職業能力開発促進法 抄	956
雇用保険法 抄	975
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	1020
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	1025
その他	
健康保険法 抄	1052
厚生年金保険法 抄	1056

民法	抄	1066
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	抄	1085
身元保証二関スル法律		1086
民事執行法	抄	1087
民事保全法	抄	1088
破産法	抄	1089
会社更生法	抄	1092
民事再生法	抄	1093
会社法	抄	1094
特許法	抄	1098
不正競争防止法	抄	1101
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	抄	1109
下請代金支払遅延等防止法		1113
下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則		1118
個人情報情報の保護に関する法律	抄	1119
法の適用に関する通則法	抄	1137
外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律	抄	1139
刑法	抄	1142

国家公務員法	抄	1150
地方公務員法	抄	1165
出入国管理及び難民認定法	抄	1172
収録法令名等索引（五十音順）		